

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要	一	り公安委員会が指定する医師の指 定の基準等を定める規則	六
〇瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の構造等の変更の許可申請の概要	三	〇風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第四十一条の二 の規定により公安委員会が指定す る医師の指定の基準等を定める規 則	七
〇都市計画の変更	三	〇警備業法第十六条の二の規定によ る医師の指定	七
〇道路の位置指定	四	〇風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第四十一条の二 の規定による医師の指定	七
〇大規模小売店舗の変更の届出に關 する公告	四	〇監査結果公告	七
〇公共測量の実施の通知	五	〇監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知に係る事項の公告	九
〇開発行為に関する工事の完了	五		
〇右同	五		
〇右同	五		
〇警備業法第十六条の二の規定によ	六		

## 告示

### 奈良県告示第三百九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び葛城市市民生活部環境課（葛城市柿本一六六番地）において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

- 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
シャープ株式会社 取締役社長 町田勝彦  
大阪市阿倍野区長池町二二番二二号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
シャープ株式会社 電子部品事業本部  
葛城市薑二八二番一
- 特定施設の構造に関する事項

特定施設の能力	特定施設の種類の	
	A施設	B施設
	①排気量 一五〇m <sup>3</sup> /分（一基） ②排気量 一〇m <sup>3</sup> /分（一基）	①排気量 三〇m <sup>3</sup> /分（一基） ②排気量 五〇m <sup>3</sup> /分（一基）

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号のホに掲げる廃ガス洗浄施設（以下「A施設」という。）及び第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設（以下「B施設」という。）

施 設 状 態	の 値	特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 及 び 一 日 当 た り の 使 用 時 間		特 定 施 設 の 使 用 開 始 予 定 年 月 日	特 定 施 設 の 工 事 完 成 予 定 年 月 日	特 定 施 設 の 工 事 着 手 予 定 年 月 日	③ 排 気 量 六〇 <sup>三</sup> / 分 (二基)
		A 施 設	B 施 設				
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/l)	水素イオン濃度 (水素指数)	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし
②六	①四・〇~八・〇 ②二・〇~七・〇	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし
①五	①四・〇~八・〇 ②二・〇~七・〇	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし
②六	①四・〇~八・〇 ②二・〇~七・〇	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし
①五	①四・〇~八・〇 ②二・〇~七・〇	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし
②六	①四・〇~八・〇 ②二・〇~七・〇	終日 (二十四時間)	終日 (二十四時間)	なし	なし	なし	なし

四

特定施設の使用開始予定年月日

許可のあった日

着工の日から十五日を経過した日

完成した日

季 節 的 変 動 の 概 要 (使 用 に 季 節 日 当 た り の 使 用 時 間)	汚 水 等 の 処 理 方 法	汚 水 等 の 処 理 能 力	処 理 施 設 の 種 類	処 理 施 設 の 構 造	特 定 施 設 から 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 一 日 当 た り の 通 常 の 量 及 び 最 大 の 量 (単 位 m <sup>3</sup> )	定 染		特 汚	
						A 施 設	B 施 設	A 施 設	B 施 設
なし	中和・凝集・沈澱・ろ過	三〇〇 <sup>三</sup> / 日	生産系排水処理施設	鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	①二二 ②〇・〇一	①二二 ②〇・〇一	六	六	
終日 (二十四時間)	中和・凝集・沈澱・ろ過	三〇〇 <sup>三</sup> / 日	生産系排水処理施設	鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	①一〇・六 ②五七・六 ③五七・六	①一〇・六 ②五七・六 ③五七・六	六	六	
完成の日	中和・凝集・沈澱・ろ過	三〇〇 <sup>三</sup> / 日	生産系排水処理施設	鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	①六三・〇 ②一〇〇・八 ③一〇〇・八	①六三・〇 ②一〇〇・八 ③一〇〇・八	六	六	
完成の日から十五日を経過した日	中和・凝集・沈澱・ろ過	三〇〇 <sup>三</sup> / 日	生産系排水処理施設	鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	①二二 ②〇・〇一	①二二 ②〇・〇一	六	六	
許可のあった日	中和・凝集・沈澱・ろ過	三〇〇 <sup>三</sup> / 日	生産系排水処理施設	鋼板製、FRP製及び鉄筋コンクリート製	①二二 ②〇・〇一	①二二 ②〇・〇一	六	六	

五

汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類

処理施設の構造

処理施設の能力

汚水等の処理方法

処理施設の使用開始予定年月日

処理施設の使用完了予定年月日

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

処理施設の使用時間

的変動がある場合

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> )		特定排水は下水道へ排水する。	よの通に後の値	
			項目	
			通常	処理前
			最大	処理後
一三八	二八七	一三八	二八七	

奈良県告示第三百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課(奈良市登大路町三〇番地)及び葛城市市民生活部環境課(葛城市柿本一六六番地)において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

奈良県知事 柿本善也

シャープ株式会社 取締役社長 町田勝彦

大阪市阿倍野区长池町二二番二二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

シャープ株式会社 電子部品事業本部

葛城市薑二八二番一

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号のホに掲げる廃ガス洗浄施設及び第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設  
変更しようとする事項

四 汚水等の処理施設を更新及び増設し、処理能力を次のとおり変更する。

項目	変更前	変更後
汚水等処理施設の一日当たりの処理能力(単位 m <sup>3</sup> )	二、六〇一	三、一〇一

排水口ごとの排水の量を次のとおり変更する。

排水口項目	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
二 排水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	八〇	八〇	七〇	七〇
三	八一	九二	九一	一〇二

奈良県告示第三百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、上牧町建設部都市整備課及び王寺町建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画道路 三・四・五一 王寺田原本桜井線
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
北葛城郡上牧町下牧三丁目地内

奈良県告示第三百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十月二十二日現在の地番による。）  
生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一三六九番地ノ二の一部
- 二 申請者氏名 福井宗治
- 三 申請者住所 生駒郡斑鳩町興留一丁目六番三二号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・四七メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十月二十七日
- 七 指定番号 郡土第一六一一号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意

見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十一月十二日から平成十七年三月十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 共栄企画ビル（コープ学園前店他）  
所在地 奈良市中山町西一丁目七一六番の三他
- 二 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

		（変更前）		（変更後）	
名称	代表者	名称	代表者	名称	代表者
市民生活協同組合ならコープ	理事長 瀧川 潔	市民生活協同組合ならコープ	理事長 瀧川 潔	市民生活協同組合ならコープ	理事長 瀧川 潔
未定	未定	株式会社大創産業	代表取締役 矢野博丈	株式会社スギ薬局	代表取締役 杉浦広一
未定	未定	奈良市恋の窪一丁目二番二号	奈良市恋の窪一丁目二番二号	愛知県安城市二本木町二ツ池三三番地五	

- 三 届出年月日  
平成十六年十月二十七日
- 四 縦覧場所  
奈良県商工労働部中小企業課

## 五 縦覧期間

平成十六年十一月十二日から平成十七年三月十四日まで

## 六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県北部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 公共測量（は場整備基準点の世界測地系へ座標変換）

二 測量の地域 奈良市田原地域及び山辺郡都祁村

三 測量の期間 平成十六年十月二十五日から平成十七年三月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

## 一 許可番号

平成十六年九月二十一日第七四一八三号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二日第六一二四号

## 三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字新町三七番地ノ一、三八番地ノ一及び三九番地ノ一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字新町三三八番地

吉川良璋

## 一 許可番号

平成十六年九月三十日第七四一八八号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二日第六一二五号

## 三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代二二一番地ノ四及び二二二番地ノ一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字千代一一八二番地

楠田良輔

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿本善也

## 一 許可番号

平成十六年七月十三日高土第一六一九号

## 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十八日高土第六二三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十八日高土第二五七号

## 三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字有井一五九番地ノ一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市雲梯町三五〇番地三一

綿松ハウジング 代表者 綿松廣育

## 五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 大和高田市大字有井一五九番地ノ一の一部

下水道 大和高田市大字有井一五九番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。  
平成十六年十一月十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 許可番号  
平成十六年八月二十五日桜土第三七一九号  
平成十六年十月二十日桜土第三七一九一―号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十二日桜土第五六一―号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十二日桜土第五七一―号
- 三 開発区域に含まれる地域  
檜原市石川町三〇一―番地ノ一、三〇一―番地ノ三、三〇一―番地ノ四、三〇一―番地ノ六、三〇一―番地ノ七、三〇一―番地ノ八、三〇一―番地ノ九及び三〇一―番地ノ一〇
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府八尾市刑部四丁目三一―八番地の四  
有限会社キイチ 代表取締役 高橋勲
- 五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 檜原市石川町三〇一―番地ノ六、三〇一―番地ノ九及び三〇一―番地ノ一〇  
下水道 檜原市石川町三〇一―番地ノ六の一部

- 一 許可番号  
平成十六年九月十三日桜土第三七一一―号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十日桜土第五六一―〇号
- 三 開発区域に含まれる地域  
檜原市西池尻町三二七番地ノ一及び三二六番地ノ一の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
檜原市西池尻町三二七番地の三  
奥田 幹雄

公安委員会規則

警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則をここに公布する。  
平成16年11月12日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第8号

警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号)第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師(以下「指定医」という。)の指定の基準等を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 指定医の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(公示)

第3条 公安委員会は、指定医の指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則をここに公布する。

平成16年11月12日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2の規定により公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の指定の基準等を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 指定医の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(公示)

第3条 公安委員会は、指定医の指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会告示**

**奈良県公安委員会告示第124号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により医師の指定を行ったので、警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則（平成16年奈良県公安委員会規則第8号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年11月12日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
北村 栄一	北村クリニック	奈良市角振町16番地の1	平成16年11月12日

岸本 年史	奈良県立医科大学 附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	平成16年11月12日
-------	------------------	----------------	-------------

**奈良県公安委員会告示第125号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2の規定により医師の指定を行ったので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定の基準等を定める規則（平成16年奈良県公安委員会規則第9号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年11月12日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
北村 栄一	北村クリニック	奈良市角振町16番地の1	平成16年11月12日
岸本 年史	奈良県立医科大学 附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	平成16年11月12日

**審査結果公告**

監 査 結 果 公 告

第 1 1 号

平成16年11月12日

奈良県監査委員 大 倉 潔

奈良県監査委員 中 鳥 實 男  
奈良県監査委員 山 本 進 章  
奈良県監査委員 中 野 雅 史

## 監 査 結 果

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

## 記

奈良警察署 平成16年10月25日執行  
公用車事故の発生について  
(事実認定)  
公用車使用中における事故の発生が認められた。  
(指摘事項)

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努められたい。

高等養護学校 平成16年10月25日執行  
橿原警察署 平成16年10月25日執行  
田原本警察署 平成16年10月25日執行  
桜井警察署 平成16年10月25日執行  
ヘリポート管理事務所 平成16年10月25日執行  
心身障害者福祉センター 平成16年10月25日執行  
視覚障害者福祉センター 平成16年10月25日執行  
身体障害者更生相談所 平成16年10月25日執行  
登美学園 平成16年10月25日執行  
精華学院 平成16年10月25日執行  
薬事研究センター 平成16年10月25日執行  
郡山保健所 平成16年10月25日執行  
葛城保健所 平成16年10月25日執行  
桜井保健所 平成16年10月25日執行  
保健学院(医務課) 平成16年10月25日執行  
女性センター 平成16年10月25日執行

社会教育センター 平成16年10月25日執行  
教育研究所 平成16年10月25日執行  
奈良商業高等学校 平成16年10月25日執行  
奈良工業高等学校 平成16年10月25日執行  
西の京高等学校 平成16年10月25日執行  
平城高等学校 平成16年10月25日執行  
登美ヶ丘高等学校 平成16年10月25日執行  
生駒高等学校 平成16年10月25日執行  
北和女子高等学校 平成16年10月25日執行  
片桐高等学校 平成16年10月25日執行  
斑鳩高等学校 平成16年10月25日執行  
添上高等学校 平成16年10月25日執行  
二階堂高等学校 平成16年10月25日執行  
山辺高等学校 平成16年10月25日執行  
田原本農業高等学校 平成16年10月25日執行  
志貴高等学校 平成16年10月25日執行  
橿原高等学校 平成16年10月25日執行  
高取高等学校 平成16年10月25日執行  
桜井高等学校 平成16年10月25日執行  
大宇陀高等学校 平成16年10月25日執行  
広陵高等学校 平成16年10月25日執行  
香芝高等学校 平成16年10月25日執行  
高田高等学校 平成16年10月25日執行  
御所工業高等学校 平成16年10月25日執行  
御所高等学校(青翔高等学校) 平成16年10月25日執行  
大淀高等学校 平成16年10月25日執行  
吉野高等学校 平成16年10月25日執行  
五條高等学校 平成16年10月25日執行  
盲学校 平成16年10月25日執行  
ろう学校 平成16年10月25日執行

西の京養護学校	平成16年10月25日執行
七条養護学校	平成16年10月25日執行
二階堂養護学校	平成16年10月25日執行
生駒警察署	平成16年10月25日執行
郡山警察署	平成16年10月25日執行
御所警察署	平成16年10月25日執行
五條警察署	平成16年10月25日執行
中吉野警察署	平成16年10月25日執行
十津川警察署	平成16年10月25日執行

上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年11月12日

奈良県監査委員	大 倉 潔
奈良県監査委員	中 嶋 實 男
奈良県監査委員	山 本 進 章
奈良県監査委員	中 野 雅 史

監査の特定事件（テーマ）

（テーマ1）

農林部における補助金及び貸付金等に関する財務事務について

（テーマ2）

出資法人（財団法人奈良県林業基金、財団法人奈良県緑化推進協会）に関する財務事務について



監 査 結 果	措 置 内 容
<p>2. 奈良県農業共済会館建設補助金</p> <p>①事業実績報告書の入手遅れ 建設工事報告書は平成14年12月18日完了し、平成15年1月と提出した。11月27日事業終了後30日以内を求め、必要がなかった。11月30日事業終了後30日以内を求め、必要がなかった。</p>	<p>今後は一層、奈良県交付要綱に基づき規則および奈良県農業共済会館建設補助金交付要綱に基き適正な処置に努めます。</p>





